

がんばるあなたを応援します



農業制度資金の ご案内

島根県農林水産部農業経営課

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL 0852-22-6201 FAX 0852-22-5968

平成30年3月発行

主な農業制度資金の資金使途別一覧表

○：対象となる（対象となる可能性がある場合を含む）
－：対象とならない

※貸付利率は、貸付時の金融情勢により変動し、また貸付対象者、資金使途、貸付条件等も特例や例外がありますので、詳しくは関係機関にお問い合わせください。

(平成 30 年 3 月現在)

資 金 名			取扱金融機関	貸付対象者 (注1)	資 金 使 途													貸 付 利 率 (平成30年2月20日現在) (注2)		償 還 期 限 (うち据置期間) (注3)		貸 付 限 度 額		融 資 率		無担保・無保証人による 保証引受限度額 (注4) ※平成30年4月1日施行	
					研修・就農準備	生産施設機械等	加工流通施設機械等	果樹等の植栽育成	家畜等の購入育成	土地改良事業	小規模土地改良事業	農地等の取得	保健機能増進施設	生活環境改善施設	共同利用施設	運転資金・長期	運転資金・一般										
農業経営改善関係資金	農業近代化資金		農協・銀行等 民間金融機関	認定農業者	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	○	－	－	○	0.2～0.3%	7～15年 (2～7年)以内	個人 3,600万円 法人 2 億円	100% ただし、個人 1,800万円 法人 3,600万円 を超える部分は80%	個人 3,600万円 (1,800万円) 法人 7,200万円 (3,600万円)			
				法人化していない 集落営農組織	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	○	－	－	○	0.3%	7～15年 (2～7年)以内	2 億円	100% ただし、3,600万円 を超える部分は80%	6,000万円 (3,000万円)			
				その他担い手農業者	－	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	0.3%	7～18年 (2～7年)以内	個人 1,800万円 法人・団体 2 億円	80%	個人 3,000万円 (1,500万円) 法人・団体 6,000万円 (3,000万円)			
	日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)	日本政策金融公庫	認定農業者	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	○	0.2～0.3%	25年(10年)以内	個人 3 億円 法人 10億円	100%	(注5) 認定農業者 個人 3,600万円 (1,800万円) 法人 7,200万円 (3,600万円) その他担い手農業者 個人 3,000万円 (1,500万円) 法人・団体 6,000万円 (3,000万円)			
		農業改良資金		エコファーマー等	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○	－	－	－	無利子	12年(3年)以内	個人 5,000万円 法人・団体 1億5,000万円	100%					
		経営体育成強化資金 (前向き投資資金)		その他担い手農業者	－	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	○	－	0.3%	25年(3年)以内	個人 1 億5,000万円 法人・団体 5 億円	80%	－				
		青年等就農資金		認定新規就農者	－	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○	－	－	－	無利子	12年(5年)以内	個人・法人 3,700万円 (特認1 億円) (旧就農支援資金の貸付残高と通算)	100%	(注5) 個人・法人 3,700万円 (旧就農支援資金の保証残高と通算)				
農業負債整理関係資金	農業経営負担軽減支援資金		農協・銀行等 民間金融機関	農業者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	0.3%	10年(3年)以内 特認は15年(3年)以内	営農負債の残高	100%	認定農業者 個人 1,800万円 法人 3,600万円 その他担い手農業者 個人 1,500万円 法人 3,000万円					
	金融公庫政策	経営体育成強化資金 (償還負担軽減資金)	日本政策金融公庫	農業者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	0.3%	25年(3年)以内	再建整備資金 個人 1,000万円 法人 4,000万円 償還円滑化資金 経営改善期間中の負債の各年支払金の合計	100%	－					
その他の資金	中山間地域活性化資金		日本政策金融公庫 農協・銀行等 民間金融機関	農林水産物を使用して製造・加工を行う事業者等 (中山間地域等要件あり)	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	0.2～1.1%	10～15年(3年)以内 生産環境施設は25年(8年)以内	事業費の80%		個人 3,000万円 (1,500万円) 法人 6,000万円 (3,000万円) (民間金融機関による融資の場合に限る)				
	農業経営改善促進資金 (スーパーS 資金)		農協・銀行等 民間金融機関	認定農業者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	1.5%	1 年以内(当座貸越は1 年程度)	極度額方式 個人 500万円 法人 2,000万円 (畜産・施設園芸を含む経営は4 倍)	100%	個人 3,600万円 (1,800万円) 法人 7,200万円 (3,600万円)					
	天災資金		農協・銀行等 民間金融機関	政令で指定された災害の被害農業者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	法律の適用の都度決定	3～7 年以内	個人 200～600万円 法人 2,000～2,500万円	45～80%	－						
	農林漁業セーフティネット資金		日本政策金融公庫	農業者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	○	0.2%	10年(3年)以内	600万円	100%	－					
	畜産経営環境調和推進資金			畜産業者等	－	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	0.3%	20年(3年)以内	個人 3,500万円 法人 7,000万円	80%	(注5) 認定農業者 個人 3,600万円 (1,800万円) 法人 7,200万円 (3,600万円) その他担い手農業者 個人 3,000万円 (1,500万円) 法人 6,000万円 (3,000万円)					
	農業基盤整備資金			農業者等	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	○	0.2～0.45%	25年(10年)以内	借入者の負担額	100%							
	振興山村・過疎地域経営改善資金			農業者等 (地域要件等あり)	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－	0.3～1.45%	25年(8年)以内	補助事業 補助残相当額 非補助事業 個人 1,300万円 法人 5,200万円	80%						
	農林漁業施設資金	(共同利用施設)		各種団体	－	－	○	－	－	－	○	－	－	○	－	－	○	0.2～0.95%	20年(3年)以内	事業費の80%							
(主務大臣指定)		農業者等	－	－	○	－	－	－	○	－	－	○	－	－	○	0.2～4.9%	15年(3年)以内	個人 3,500万円 法人 7,000万円	80%								
(主務大臣指定) (スーパーW資金)		アグリビジネス法人	－	－	○	－	－	－	○	－	－	○	－	－	－	0.3%	10～25年(3～5年) 以内	借入者の負担額	80% 特認は90%								

(注 1) 各資金ごとに要件がある場合がありますので、関係機関へご確認ください。
(注 2) 貸付利率に幅があるものは、償還期限等によって利率が異なります。
(注 3) 償還期限、据置期間に幅のあるものは、資金使途等によって年数が異なります。
(注 4) () の限度を超える場合は原則として融資対象物件を担保とすること。ただし、家族農業従事者・法人の役員等の同一経営内の方は、金額にかかわらず保証人として求められます。
(注 5) 民間金融機関による転貸の場合のみ債務保証を受けることができます。また、日本政策金融公庫資金については債務保証の対象となっている資金の通算残高となります(青年等就農資金を除きます)。

農業経営改善関係資金のご案内

農業の担い手の経営改善のための資金です

農業経営改善関係資金の内容

農業経営改善関係資金とは、担い手農業者が農業経営の改善を図るために必要な各資金の総称であり、該当する資金は以下のとおりです。

農業経営基盤強化資金	償還期限の長いもの、投資規模の大きいものや農地の取得を含むものに対応しており、日本政策金融公庫が融資する資金です。
経営体育成強化資金	
農業近代化資金	農協等民間金融機関が融資する最も一般的な資金です。
農業改良資金	新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジすることによって経営改善を図る場合に、日本政策金融公庫が融資する資金です。
青年等就農資金	新たに農業を開始する場合に、日本政策金融公庫が融資する資金です。

○ 借入に必要な書類を1部準備すれば、複数の資金を同時に借り入れることも可能です。

農業経営改善関係資金の貸付対象者

認定農業者		農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、適切なものであるとして市町村からその計画の認定を受けた者。
		農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画に相当する計画を添付した特定農用地利用規程を作成し、適切なものであるとして市町村からの認定を受けた特定農業法人（みなし認定農業者）。
その他担い手農業者	認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画を作成し、適切なものであるとして市町村からその計画の認定を受けた者。
	主業農業者	次の①～④をすべて満たす者。 ①農業所得が総所得の過半（法人は農業の売上高が総売上高の過半）を占める。または農業粗収益が200万円（法人は1,000万円）以上であること。 ②主として農業経営に従事する青壮年（15歳以上65歳未満）の家族農業従事者（法人にあっては常時従事者である構成員）がいる。 ③個人で60歳以上の場合は、後継者が現に主として農業に従事し、将来もその見込みがある。 ④簿記記帳を行っている又は行うことが確実と見込まれる。
	家族経営協定締結者	上記の経営主以外の農業者で家族経営協定を締結しており、次の①及び②をすべて満たす者。 ①経営の1部門の主権がある。 ②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっている。
	農業参入法人	原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。）
	農業を営む任意団体	次の①及び②をすべて満たす農業を営む任意団体。 ①上記の農業者が構成員の過半を占める。 ②一定の事項について基準に従った規約を有している。
	集落営農組織	次の①～⑤をすべて満たす農業を営む任意団体。 ①一定の事項について基準に従った規約を有している。 ②一元的に経理を行っている。 ③原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有している。 ④農用地の利用の集積の目標を定めている。 ⑤主たる従事者が目標農業所得額を定めている。
エコファーマー（農業改良資金に限る）		持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を作成し、適切なものであるとして県からその計画の認定を受けた者。

（注）上記の者の外、特例法に基づき貸付対象者となる場合があります。

経営改善の内容にあった適切な資金を融資します

- 窓口融資機関（P5の1参照）に必要な書類を提出すれば、融資機関をはじめとする関係機関が適切な資金を選択して融資審査を行います。
- 特定の資金を希望される場合は、その意志が優先されます。

（注）詳しくは、P5の1の窓口融資機関または隠岐支庁・各農林振興センターにお問い合わせください。

無担保・無保証人でも借入れが可能です

- 一定額までは、一定の保証料を支払った上で、無担保・無保証人で島根県農業信用基金協会による債務保証を受けることが可能です。
- 無担保・無保証人の場合でも、一定の額を超える場合は、原則として融資対象物件を担保として、家族農業従事者・法人の役員等の同一経営内の方は金額にかかわらず保証人としてそれぞれ求められます。
- 日本政策金融公庫資金は、民間金融機関による転貸の場合のみ債務保証を受けることができます。

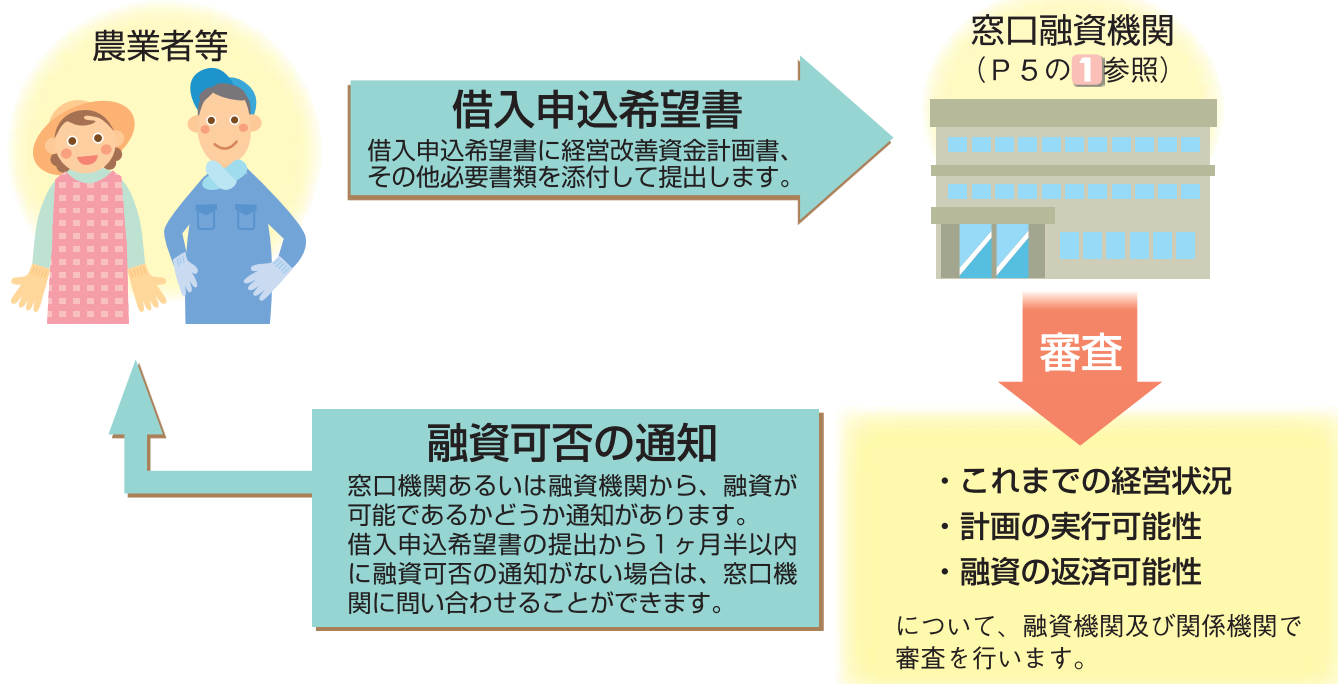
農業経営改善関係資金の借入手続き

1 経営改善資金計画書の作成

- まず、経営改善資金計画書（向こう5年間の計画）を作成していただきます。作成に当たっては、作成支援機関（P 5の2参照）のアドバイスを受けることができます。
- 様式は、最寄りの窓口融資機関でお求めください。

2 借入申込希望書の提出と融資審査

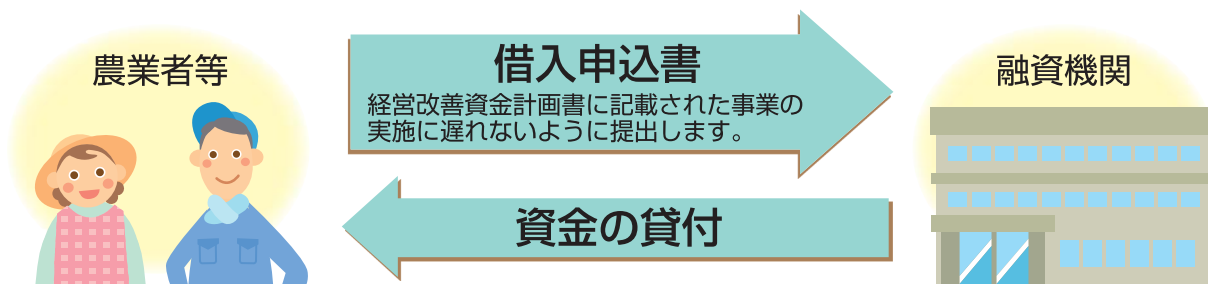
- 作成された経営改善資金計画書を借入申込希望書に添付して、最寄りの窓口融資機関へ提出してください。融資機関とその他関係機関が連携の上、適切な資金を選択し、融資の審査をします。



融資可否の回答を受けるまでには、1ヶ月半程度かかることから、資金が必要な時期より極力早い時期に経営改善資金計画書等を提出してください。

3 借入申込書の提出

- 融資可能の通知を受けた後に、資金を借り受けようとする融資機関へ借入申込書を提出します。



4 経営状況報告書の提出

- 毎年、融資機関へ経営状況報告書を提出します。必要に応じて、融資機関をはじめとする関係機関が経営のアドバイスを行います。

農業経営改善関係資金の相談先

1 農業経営改善関係資金の窓口融資機関

区 分	融 資 機 関 名
農 協 等	島根県農業協同組合、三瓶開拓酪農農業協同組合、農林中央金庫松江営業所 【最寄りの本店、地区本部又は支店等へご相談ください。】
銀行・信用金庫等	株式会社山陰合同銀行、株式会社島根銀行、しまね信用金庫、日本海信用金庫、 島根中央信用金庫、西中国信用金庫、島根益田信用組合 【最寄りの本店又は支店等へご相談ください。】
日本政策金融公庫	日本政策金融公庫松江支店（農林水産事業）

2 経営改善資金計画書の作成支援機関

経営改善資金計画書の作成支援機関は

- 1に掲げる窓口融資機関
- 隠岐支庁農林局及び各農林振興センター
- 島根県農業再生協議会
- 市町村の農業資金担当課
- 市町村農業委員会

等になっておりますので、計画書の作成にあたって不明な点がありましたら最寄りの機関へご相談ください。



農業経営改善関係資金以外の農業制度資金については、ご希望の資金の取扱い融資機関又は隠岐支庁・各農林振興センターにご相談ください。